

# 第1章 はじめに

## 1. 地域福祉活動計画

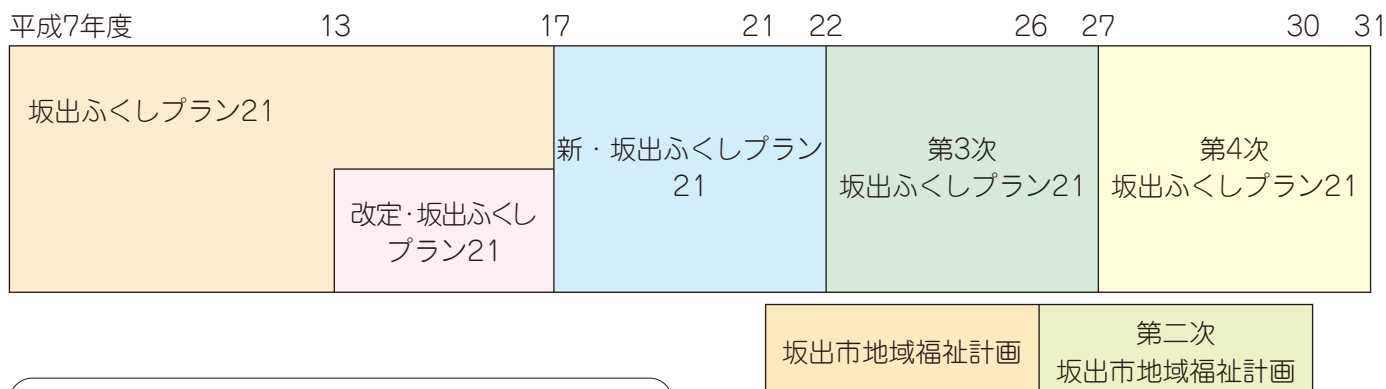
急速に進む少子高齢化や核家族化は、地域社会に様々な変化をもたらしています。家事や育児、介護などに対する家族の“自助”機能の低下に加え、住民同士のつながりの希薄化により、地域における“共助”も弱体化しています。

また、福祉ニーズは複雑・多様化しており、地域で安心した自立生活を送るうえで、“自助”だけでは解決できない新たな問題も顕在化しています。“公助”の充実はもちろんですが、住民が互いに支え合う“共助”の再構築が求められています。

このような状況をふまえ、坂出市社会福祉協議会（以下「市社協」）では“地域における福祉課題について、地域住民や福祉関係者等が連携・協力して、主体的に解決に取り組む”という「地域福祉」を展開するために、地域で取り組むべき活動を総合的・計画的に進めるため、「地域福祉活動計画」を策定しました。それが、平成7年度～16年度までの10年間の計画として策定された『坂出ふくしプラン21』（平成13～16年度は『改定・坂出ふくしプラン21』）です。

その後『新・坂出ふくしプラン21』（平成17～21年度）、『第3次 坂出ふくしプラン21』（平成22～26年度）を推進し、この度、第4期の計画である『第4次 坂出ふくしプラン21』を、平成27年度～31年度までの5年間の計画として策定しました。

また、平成21年度には市の計画である『坂出市地域福祉計画』が策定されました。平成26年度からは『第二次 坂出市地域福祉計画』が5年間の計画として進められており、地域福祉活動計画と相互に連携・補完しあい、“福祉のまちづくり”を推進しています。



### 地域福祉活動計画とは

市社協が、地域の福祉課題を住民主体で解決するための具体的な活動について定めるもの。誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全に暮らせるように、住民が主体的に相互の助け合いや支え合いに基づく福祉活動を推進するための計画。

### 地域福祉計画とは

市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後の施策の展開や推進の基本事項を定めるもの。地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担う。

## 2. 「第4次 坂出ふくしプラン21」の策定にあたって

近年の単身世帯の増加は、核家族の形成さえ困難となっている現状を表しており、家族が本来持っている自助機能のさらなる低下が伺えます。また、高齢化による認知症の増加、雇用情勢の悪化など、様々な理由により生活に不便さや問題を抱えている人は少なくありません。困っている内容も多岐にわたりますが、問題が深刻化するほど、本人が地域の中で孤立化する傾向が見られます。

平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行は、経済的に困窮している人に対し、そのような状態に陥る前に支援することで、深刻化するのを防ぐというものです。

“生活困窮”の支援と言うと、金銭的な支援や就労支援を思い浮かべますが、このような問題を抱える人は、何らかの“生活困難”な状態であり、“社会的孤立”状態であることが多いようです。

生活困難が社会的孤立を生み、それが“さらなる生活困難”を引き起こすという悪循環を繰り返すことが、生活困窮状態に陥る原因の一つと考えられます。問題が深刻化する前の、早期発見・早期対応そして継続した支援が必要となります。

さらに介護保険法の改定（平成27年4月）により、要支援の人に対する予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が、市町村による「地域支援事業」となります。これにより、家事援助や介護予防などのサービスの一部を、ボランティアやNPO法人が担うようになることも予想されることから、地域での新たな取り組みも求められます。

今回、前プランの進捗について振り返るとともに、上記2法の施行や新たな福祉課題への対応をふまえた検討を行いました。また、継続して進める計画、新たな取り組みや見直しが必要な計画などについて、協議を重ねました。

そして、住民が関係機関との連携を図りながら、地域の課題解決のために主体的に取り組む活動の計画として「第4次 坂出ふくしプラン21」を策定しました。

### 3. 「自助」「公助」「共助」

生活を送るうえで問題や課題が起きた場合、多くの人はず自分自身で解決を図ると思います。それが「自助」です。「自助」には個人による解決だけでなく、家族による解決も含まれます。

何らかの理由により「自助」による解決が困難な場合、法律や制度に基づいたサービスの利用を選択する場合も多いと思います。公的なサービスにより解決を図ることが「公助」です。「公助」は法律や制度に基づいているため、定められたサービスを確実に受けることができます。その一方、対象や支給量なども定められており、その範囲でしか利用できないという面もあります。

「共助」は近隣住民などによる相互援助で課題解決を図るものです。住民同士の助け合い、支え合いの気持ちに基づくものであり、ボランティア・NPO法人などによる援助活動も含みます。「公助」のように法律や制度による強制力はありませんが、自由な発想による活動を展開することができます。

「自助」による解決が困難な場合に、「共助」による解決を選択できる日頃の関係づくりと、「公助」だけでは対応できない課題を「共助」で解決するための活動と仕組みづくりが必要です。「自助」「公助」「共助」がそれぞれの特色を活かしながら、関係しあって課題解決に取り組んでいける地域づくりを進めましょう。

